

大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等の事務に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及びこれに基づく命令の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 登録住宅性能評価機関等 大阪市手数料条例施行規則（昭和40年大阪市規則第38号）第5条の2各号に定める者をいう。
- (2) 住宅部分 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。
- (3) 非住宅部分 住宅部分以外の建築物の部分进行いう。
- (4) 複合建築物 非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。

(認定の申請)

第3条 法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項又は第45条に規定する申請書の正本及び副本各1通に、省令第41条第1項又は第45条に規定する図書（第5条の規定により技術的審査を受けた場合は、当該技術的審査を行った登録住宅性能評価機関等が審査を終了した旨の押印があるもの。）を添付して市長に提出しなければならない。

2 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出をしようとする者は、前項に定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本2通（同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の対象となる建築物である場合（同条第7項に規定する適合判定通知書（以下「構造計算適合判定通知書」という。）又はその写しを提出する場合を除く。）は副本3通）を併せて市長に提出しなければならない。

(計画の通知等)

第4条 市長は、法第54条第2項の申出を受けたときは、同条第3項の規定により、第1号様式による低炭素建築物新築等計画通知書に当該申出に係る低炭素建築物新築等計画を添付して建築主事に通知するものとする。

2 市長は、法第54条第2項の申出を受けた場合において、当該申出に係る建築物が構造計算適合性判定の対象となる建築物であるとき（構造計算適合判定通知書又はその写しの提出があった場合を除く。）は、大阪府知事又は建築基準法第18条の2第1項に規定する国土交通大臣若しくは大阪府知事の指定を受けた者の構造計算適合性判定を受けるものとする。

3 市長は、前項の規定により構造計算適合性判定を受け、構造計算適合判定通知書の交付を受けたときは、建築主事に当該構造計算適合判定通知書の写しを提出する。

(登録住宅性能評価機関等の技術的審査)

第5条 法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画のうち、次の各号に掲げる基準への適合性について、登録住宅性能評価機関等の技術的審査を受けることができる。

- (1) 法第54条第1項第1号に規定する建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する基準
- (2) 法第54条第1項第2号に規定する低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであることに関する基準

(3) 法第54条第1項第3号に規定する資金計画に関する基準

(添付図書)

第6条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の表の(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表の(イ)欄に定めるものとする。

	(ア)	(イ)
(1)	前条の規定により登録住宅性能評価機関等の技術的審査を受けた場合	当該技術的審査を行った登録住宅性能評価機関等が前条各号の基準に適合している旨を証するため交付する適合証の写し
(2)	法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定の申請に係る建築物が複合建築物である場合	次に掲げる部分の求積図 ア 居住者以外の者のみが利用する部分 イ 居住者のみが利用する部分 ウ 居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分
(3)	その他	認定の審査において必要と認める図書

(申請の取り下げ)

第7条 法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、第2号様式による低炭素建築物新築等計画の認定申請取り下げ届の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、法第54条第2項の規定による申出をしているときは、前項に定めるもののほか、大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号）第8条の2第1項に規定する届出書及び当該低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の副本を併せて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の届出を受けたときは、第3号様式による届出書に当該届出に係る低炭素建築物新築等計画を添付して建築主事に届け出るものとする。

(建築等の取りやめ)

第8条 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめようとする者は、第4号様式による認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書の正本及び副本各1通に、認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、法第54条第2項の規定による申出をしているときは、前項に定めるもののほか、大阪市建築基準法施行細則第9条第1項に規定する届出書及び当該認定低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の副本を併せて市長に提出しなければならない。

3 前条第3項の規定は、前項の届出を受けた場合について準用する。この場合において、「低炭素建築物新築等計画」とあるのは、「認定低炭素建築物新築等計画」と読み替えるものとする。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、法第54条第1項に規定する認定基準に適合しないと認めるときは、第5号様式による低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書により申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第10条 法第56条の規定により報告を求められた認定建築主は、第5号の2様式による認定低炭素建築物新築等計画に関する状況報告書により市長に報告しなければならない。

2 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事を完了したときは、速やかに第6号様式による認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書により、工事が完了した旨を市長に報告しなければならない。

(改善命令)

第11条 法第57条の規定による改善命令は、第7号様式による認定低炭素建築物新築等計画に関する改善命令書により行う。

(調査の協力)

第12条 法第53条第1項若しくは第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者又は認定建築主は、本市が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に係る調査に協力しなければならない。

(認定の取消し)

第13条 法第58条の規定による認定の取消しは、第8号様式による認定低炭素建築物新築等計画の認定取消通知書により行う。

(軽微な変更該当していることの証明)

第13条の2 省令第46条の2の規定による軽微な変更該当していることの証明の申請をしようとする者は、第8号の2様式による低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ当該申請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が省令第44条の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）に該当することを証する図書（次項の規定により技術的審査を受けた場合は、当該技術的審査を行った登録住宅性能評価機関等が審査を終了した旨の押印があるもの。）を添付して市長に提出しなければならない。

2 省令第46条の2の規定による軽微な変更該当していることの証明の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更該当することについて、登録住宅性能評価機関等の技術的審査を受けることができる。

3 第1項の場合において、前項の規定により技術的審査を受けたときは、当該技術的審査を行った登録住宅性能評価機関等が軽微な変更該当している旨を証するため交付する書面の写しを併せて市長に提出しなければならない。

4 市長は、省令第46条の2の規定による軽微な変更該当していることの証明の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、第8号の3様式による低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書を当該申請をした者に交付するものとする。

5 市長は、省令第46条の2の規定による軽微な変更該当していることの証明の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更該当しないと認めるときは、第8号の4様式による低炭素建築物新築等計画の軽微な変更該当しない旨の通知書により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(認定等の証明)

第14条 認定低炭素建築物新築等計画であることの証明書の交付を受けようとする者は、第9号様式による認定低炭素建築物新築等計画であることの証明書を市長に提出しなければならない。

2 前項の証明書は、第10号様式による認定低炭素建築物新築等計画であることの証明書によるものとする。

(手数料の納付)

第15条 大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）第7条の5に定める手数料は、大阪会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）に定める納付書により納付しなければならない。

(実施の細目)

第16条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前的大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱の規定による用紙は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前的大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱の規定による用紙は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前的大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第2号様式、第4号様式、第5号の2様式、第6号様式及び第8号の2様式による用紙は、この要綱による改正後の大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第6条及び第16条の規定は、この要綱の施行の日以後にされる都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第53条第1項の規定による認定の申請及び当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画に係る法第55条第1項の規定による認定の申請について適用し、同日前にされた法第53条第1項の規定による認定の申請及び当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画に係る法第55条第1項の規定による認定の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前的大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第8号の2様式による用紙は、この要綱による改正後の大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

第 号

年 月 日

低炭素建築物新築等計画通知書

大阪市建築主事 様

大阪市長

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）による申出がありましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり低炭素建築物新築等計画を通知します。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日

年 月 日

3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

4 認定に係る建築物の位置

5 低炭素建築物新築等計画

別添のとおり

第2号様式（第7条関係）（A4）

低炭素建築物新築等計画の認定申請取り下げ届

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所

氏名

年 月 日付け（受付番号第 号）で認定の申請を行った 大阪市

区 における低炭素建築物新築等計画について、大

阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第7条第1項の規定に基づ

き、次の理由により申請を取り下げます。

記

理 由

（注意）

申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

第 号

年 月 日

低炭素建築物新築等計画の認定申請取り下げ・建築取りやめ届出書

大阪市建築主事 様

大阪市長

大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第7条第1項（第8条第1項の場合を含む。）による届出がありましたので、同条第3項（第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日

年 月 日

3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

4 認定に係る建築物の位置

5 低炭素建築物新築等計画

別添のとおり

第4号様式（第8条関係）（A4）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

氏 名

年 月 日付け（認定番号第 号）で認定を受けた大阪市

区 における低炭素建築物新築等計画については、次の理由により認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第8条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

理 由

（注意）

申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市 区

における低炭素建築物新築等計画は、次の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の基準に適合しないため、大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第9条の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

理 由

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号の2様式（第10条関係）（A4）

認定低炭素建築物新築等計画に関する状況報告書

年 月 日

大阪市長 様

認定建築主 住 所

氏 名

年 月 日付け（認定番号第 号）で認定を受けた大阪市

区 における低炭素建築物新築等計画について、大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第10条第1項の規定に基づき次のとおり報告します。

記

報告の内容

（注意）

認定建築主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

大阪市長 様

認定建築主 住 所
氏 名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第10条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 認定番号 第 号

2 認定年月日 年 月 日

※変更認定申請等を行った場合でも、当初の認定番号・認定年月日をご記入下さい。

3 建築物の位置（地名地番）大阪市 区
（住居表示）大阪市 区

4 認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築物の建築工事が完了したことを確認した建築士又は工事施工者

☐ 建築士

【資 格】（ ）建築士 （大臣・ 知事）登録第 号

【氏 名】

【建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【所在地】

【電話番号】

☐ 工事施工者

【氏 名】

【営業所名】

建設業の許可（大臣・知事）（特・般）登録第 号

【所在地】

【電話番号】

5 工事中の軽微な計画変更の内容

（注意）

1 認定建築主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 「3 建築物の位置」は、今後、大阪市より維持管理について通知させていただきますので、住居表示も併せて記入して下さい。

3 「4 認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築物の建築工事が完了したことを確認した建築士又は工事施工者」は、該当する□欄にレ印を入れてください。

4 「5 工事中の軽微な計画変更の内容」は、別紙とすることができます。

認定低炭素建築物新築等計画に関する改善命令書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（認定番号第 号）で認定した大阪市 区

における低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定に基づき、次のとおり必要な改善の措置をとることを命令する。

記

命令しようとする措置及びその期限

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認定低炭素建築物新築等計画の認定取消通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（認定番号第 号）で認定した大阪市 区

における低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、次の理由により認定を取り消しましたので通知します。

記

理 由

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明申請書

（第一面）

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

氏 名

大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第13条の2第1項の規定に基づき、次の低炭素建築物新築等計画の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

記

【計画を変更する建築物の直前の低炭素建築物新築等計画の認定】

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3 変更の概要

（注意）

- 1 申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 第二面から第六面までとして、変更後の低炭素建築物新築等計画について都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の各面の（注意）に準じて記入してください。

低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市

区 における次の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市
の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更該当しているこ
とを証明します。

記

直前の低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

直前の低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

建 築 面 積 m²

延 べ 面 積 m²

建 築 物 の 階 数 (地上) 階 (地下) 階

建 築 物 の 用 途 ☐非住宅建築物 ☐一戸建ての住宅

☐共同住宅等 ☐複合建築物

()

構 造 造 一部 造

低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する旨の通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市

区 における低炭素建築物新築等計画の変更は、次の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更に関する旨の通知書に該当しないため、大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第13条の2第5項の規定に基づき軽微な変更に関する旨の通知書を送付します。

記

理 由

第9号様式（第14条関係）（A4）

認定低炭素建築物新築等計画であることの証明願	
年 月 日	
大阪市長 様	
申請者 住所	
氏名	
大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第14条の規定に基づき、 次のとおり認定低炭素建築物新築等計画であることの証明書の交付を申請しま す。	
認定建築主の住所	
認定建築主の氏名	
認定に係る建築物の位置	
認定に係る建築物の構造	
低炭素建築物新築等計画認定通知書	年 月 日 第 号
※ 確認済証	年 月 日 第 号
低炭素建築物新築等計画変更認定通知書	年 月 日 第 号
※ 計画変更に係る確認済証	年 月 日 第 号
備考	
提出先	
提出理由	

※ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項に基づく申出があった場合
のみ記入

注 申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏
名を記載してください。

第10号様式（第14条関係）（A4）

認定低炭素建築物新築等計画であることの証明書	
申請者 住所 氏名 様	
認定建築主の住所	
認定建築主の氏名	
認定に係る建築物の位置	
認定に係る建築物の構造	
低炭素建築物新築等計画認定通知書	年 月 日 第 号
※ 確認済証	年 月 日 第 号
低炭素建築物新築等計画変更認定通知書	年 月 日 第 号
※ 計画変更確認済証	年 月 日 第 号
備考	

※ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項に基づく申出があった場合のみ記入

第 号
年 月 日

上記のとおり証明します。

大阪市長